

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(平成29年第1回定例会)

筑 西 市 議 会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

平成29年3月7日（火）

開会：午前10時

閉会：午前11時14分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第 6 号 平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）のうち所管の補正予算

議案第10号 平成28年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第17号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（分割付託分）

議案第22号 筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第23号 筑西市デイサービスセンター条例の一部改正について

議案第24号 筑西市介護保険条例の一部改正について

4 出席委員

委員長	増 淵 慎治君	副委員長	保 坂 直樹君
-----	---------	------	---------

委員	小倉ひと美君	委員	三澤 隆一君	委員	稲川 新二君
----	--------	----	--------	----	--------

委員	大嶋 茂君	委員	真次 洋行君	委員	三浦 譲君
----	-------	----	--------	----	-------

5 欠席委員

な し

6 議会事務局職員出席者

書記	篠崎 英俊君
----	--------

委員長 増 淵 慎 治

開 会 午前10時

○委員長（増淵慎治君） それでは、時間ちょっと1分前になりますけれども、委員の皆さん全員おそろいですので、ただいまから福祉文教委員会を開会したいと思います。まず、始まる前に、皆さんおはようございます。よろしくどうぞお願いいたします。

それから、これから審議します筑西市のデイサービスセンターの条例の新旧対照表を各委員の皆さんにお配りしておりますので、ぜひ目を通していただきたいと思います。

それから、過日教育委員会の教育長に筑西市の学校の在り方検討委員会以一応答申を出させていただきましたので、その写しを委員の皆様へ配付しておりますので、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

それでは、委員会審査を始めたいと思います。

まず、ただいまの出席委員は8名でございます。よって、委員会は成立しております。

それでは、3月3日、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案の審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、補正予算議案が2案、条例議案が4案について所管部ごとに審査をお願いしたいと思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） 異議なし。それでは、各議案について、各所管部ごとに審査をしてまいりたいと思います。

それでは、初めに保健福祉部でございます。

まず、議案第6号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち、本委員会の所管について審査をしていきたいと思います。

なお、議案第6号については、所管が複数の部にまたがりますので、全ての部の審査が終了後、委員の皆さんの採決をいただきたいと思います。

それでは、最初に健康づくり課から説明をお願いします。

高橋健康づくり課長、よろしくお願いいたします。

○健康づくり課長（高橋恵子君） 議案第6号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち、健康づくり課所管の補正予算についてご説明させていただきます。

14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2の歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、説明欄11、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額補正でございます。社会保障・税番号制度システム整備費補助金の基準額の変更により、国庫補助金の内定額37万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、22、23ページをお開き願います。3、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目3保健事業費、説明欄、特定健診・健康管理システム改修事業につきまして、特定財源37万5,000円を増額することにより、一般財源を減額するものでございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を願いたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

ご苦勞さまでございました。

○健康づくり課長（高橋恵子君） ありがとうございます。失礼いたします。

○委員長（増渕慎治君） 次に、鈴木医療保険課長、お願いいたします。

○医療保険課長（鈴木利正君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第6号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」中、医療保険課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

議案書の22ページ、23ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目7医療福祉費、説明欄、はぐくみ医療費支給経費1,760万5,000円の増額補正でございます。平成28年10月からの医療福祉マル福制度の改正によりまして、はぐくみ医療費の減少を見込み、昨年6月の市議会第2回定例会におきまして、マル福の補正予算議案とあわせまして、はぐくみ医療費の補正予算議案をご審議いただき、はぐくみ医療費の減額補正を行わせていただきましたが、その後の医療費の支出状況によりまして、予想外に医療費支給額が多く、減少額が少ないことから、支給経費の増額補正を今回お願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。これ減額を見込んだということなのですが、昨年度減額を見込んだ根拠、まず根拠をお聞きしたいということと、増額したその理由、予算書を見ると、平成28年度のこのはぐくみ医療費が1億1,000万円ということで、約15%ぐらいの部分で増額補正になっていると思うのですが、よろしければその増額した理由。それと、その増額の対象となった世代ですか、もしわかれればその辺教えていただきたいなと思います。

○委員長（増渕慎治君） 最後、世代。

○委員（三澤隆一君） はい、世代。どの世代の部分が。

○委員長（増渕慎治君） それでは、課長、お願いします。

○医療保険課長（鈴木利正君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、6月補正につきましては、ただいま先ほど説明させていただきましたけれども、県のマル福制度につきまして、所得制限の上限の緩和ということで、妊産婦、小児を対象に対象者の所得の高い方がこれまで401万円未満からを630万円未満までの所得の方をマル福の対象とするように所得制限の上限が緩和されております。それに伴いまして、双子のはぐくみ医療費支給経費につきましては、マル福の支給経費に移行する分、はぐくみ医療費支給経費を6月には1,830万3,000円を減額補正させていただいたわけでございます。

はぐくみ医療費受給者数でございますが、減少はしましたが、実際に医療費のかかる対象児童についま

しては、限定的で、また1人当たりの医療費も増加傾向にございます。

マル福拡大10月受給者数、その拡大前の9月と比較しますと、マル福拡大によりまして、小児の受給者数につきましては、はぐくみのほうは1,079人ほど減少しております。妊産婦につきましては480人前後ということで、ほぼ変化はない状況でございます。

また、扶助費につきましては、当初もう少し減るのかなというふうに見込んだところでございますが、月平均70万円前後程度の減少というような状況で、そういう状況から予想に反して、はぐくみ支給費が予算的に必要な状況となったわけでございます。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。内容よくわかりました。

それで、ちょっとこの数値的なものと違ってしまふ、質問ずれているかもしれないのですが、ちょっとこれ調べさせてもらったら、ホームページのほうでファミリー層を対象に、ファミリー層に移住していただくターゲットを絞って、そのはぐくみ医療制度を使って移住してくださいというふうに、こういうふうに出ていたのです。市独自の取り組みだというふうに書いてあったのですが、これは通常の医療支援制度と違って、筑西市独自のこれものなののでしょうか。

○委員長（増淵慎治君） それでは、答弁願います。

○医療保険課長（鈴木利正君） では、お答えさせていただきます。

まず、マル福とははぐくみと双子の制度になっておりますけれども、マル福は県の制度で、茨城県統一のものでございます。それに対しますそれを上乗せする横出し事業というか、上乗せする事業として筑西市でははぐくみ医療費というふうな名前の事業で行っております。それで、昨年の平成27年の10月から対象世代を高校生相当、18歳まで拡大して、入院、外来も医療費を補助しているということでございます。県内でも18歳までの世代を対象にしているというのは、現在のところ少ないということで、筑西市のほうが進行的に取り組んでいるというふうな状況でございます。

○委員長（増淵慎治君） それでいいですか。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。もう1つ。

○委員長（増淵慎治君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） これは、全国でこういう制度やっているところあると思うのですが、各地でその年齢とか、所得制限とか、対象者、また支給額にこの差はあるのでしょうか、その部分だけお聞きしたいと思います。

○委員長（増淵慎治君） 答弁願います。

○医療保険課長（鈴木利正君） ちょっと今手元になくて申しわけございませんけれども、全国的にあります。これは、全国的に国保の全国大会のときにもありますけれども、子供のこういう医療費を独自にやりますと、その分医療費がかかるということで、国のほうではその補助金を減額するというような、波及増というようなところがありますので、そういうところは全国大会でもそれはやめてくれということで、国のほうに要望しているところでございますけれども、少し国のほうでも平成29年度から見直していただ

けるという状況でございます。県内でも先ほど申しましたとおり、筑西市は18歳まで行っているというところで、先進的だということで、あとはまた行っていないところは中学生ぐらいまでというようなところでございます。

そのほか、ちょっと余談ですがけれども、自己負担金をゼロにしているところもやはり過疎地域の太子町さんなんかは今度そういうこともされるというようなことも新聞報道で承知しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（増渕慎治君） よろしいですか。

○委員（三澤隆一君） はい、ありがとうございました。よくわかりました。

○委員長（増渕慎治君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 済みません。これは単純に言うと、高校生3年生までというから、例えば高校で18歳ということなのですからけれども、高校を例えば留年した場合、こういう場合はどうなのですか。

○委員長（増渕慎治君） 鈴木課長。留年した場合ね。

○医療保険課長（鈴木利正君） 一応高校世代、高校に例えば行っていないような方でも、高校生相当世代というか、18歳までの方、18歳の学年相当までの3月31日までを対象とするということでございます。

○委員長（増渕慎治君） だから、留年した人はどうなるのですかと。高校生は。

（「年齢でやる、年齢で」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） 鈴木課長。

○医療保険課長（鈴木利正君） お答えいたします。

今、例え申し上げましたとおり、18歳学年相当年齢、3月31日までということで対象としております。

○委員（真次洋行君） 年齢ね。

○委員長（増渕慎治君） 年齢だそうです、留年した場合は。

ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、どうも鈴木課長、ありがとうございました。ご苦労さまです。

○医療保険課長（鈴木利正君） ありがとうございました。

○委員長（増渕慎治君） 次に、山口社会福祉課長。

○社会福祉課長（山口信幸君） よろしく申し上げます。

それでは、社会福祉課所管の補正予算についてご説明を申し上げます。

初めに、6ページをごらんいただきたいと思います。第2表、繰越明許費補正の追加でございます。この2つ目の臨時福祉給付金（経済対策分）の支給事業でございます。これは、昨年12月の補正予算におきまして議決をいただきましたものでございまして、昨年10月11日に成立いたしました国の補正予算に伴いますものでございます。消費税率の引き上げの再延期に伴う低所得者への配慮として行われる臨時給付金でございます。国からは早期の支給開始を要求されているということから、筑西市におきましては、3月6日、昨日からその受け付け事務を開始させていただいたところでございます。そして、9月6日までの

半年間ということで受け付け事務を行います。既に対象と思われます2万381名、件数で申しますと1万5,289件でございますけれども、その対象と思われる方に申請書等の送付をさせていただきました。これによりまして、申請をいただければ、対象者1人当たり1万5,000円が支給されるということになります。

実際の給付金の支給につきましては、3月から受け付けを開始いたしまして、支給につきましては、4月になっていくということになりますので、全体事業費3億4,253万2,000円のうち、申請書の作成等の、あと郵送、そういった経費を除きまして、3億3,808万6,000円を繰越明許費として計上するものでございます。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと思います。歳入の補正予算でございます。款18項1目3民生費寄附金でございます。360万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、平成28年4月から平成29年1月までの間に11件の寄附金をいただきました。これを歳入予算のほうに計上させていただくものでございます。

歳出につきましては、財政課所管となりますけれども、福祉事業基金のほうに積み立てるということになっております。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を願います。

よろしいですか、委員の皆さん。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

ご苦労さまでございました。

○社会福祉課長（山口信幸君） よろしく願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） 続きまして、児玉こども課長、よろしくお願いします。

○こども課長（児玉祐子君） よろしく願いいたします。

それでは、こども課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。款13分担金及び負担金、項2負担金、目3民生費負担金、節2児童福祉費負担金として1,464万6,000円の減額補正をお願いするものです。

続きまして、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節2児童福祉費負担金として5,237万円の増額、続いて款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節2児童福祉費負担金として2,618万7,000円の増額補正をお願いするものです。

続きまして、同じく款16県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金、ページをめくっていただきまして、節2児童福祉費補助金といたしまして426万4,000円の増額、総額といたしまして、6,817万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、全てが子ども・子育て支援給付事業費に関するものでございます。

22ページ、23ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、説明欄の子ども・子育て支援給付事業といたしまして、1億2,400万8,000円の増額補正をお願いす

るものでございます。これは、教育・保育施設における利用児童数の増加並びに人事院勧告に伴う公定価格の改定によりまして、施設等給付費の増加によるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 歳入のほうで私立の保育所のほうで……

○委員長（増渕慎治君） 何ページでしょうか。歳入。

○委員（三浦 譲君） 歳入、15ページです。私立分がマイナスになっていて、あと国、県から増額ということで、この辺のいきさつをちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（増渕慎治君） よろしくお願いします。

○こども課長（児玉祐子君） お答えいたします。

私立分の保護者の負担金の減額なのですけれども、これにつきましては、今年度多子世帯ですとか、あとひとり親世帯、こちらの世帯につきまして、利用料の負担軽減ということがございまして、大きくこの負担額が軽減されたことから、利用料の収益が大幅に減ったということでございます。

あとは、こちらのこの増になった部分ですけれども、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、利用児童数の増加、それから公定価格といいまして、こちらは人件費部分がほとんどなのでございますけれども、こちらが増加したということによりまして、ふえたということでございます。

○委員長（増渕慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 金額がトータルで1億円を超えているので、人勧による部分がどのくらいで、あと利用児童の増という、その実態等をお願いします。

○委員長（増渕慎治君） 資料。それでは、お願いします。

○こども課長（児玉祐子君） 人数的には530名増加しております。

○委員（三浦 譲君） 人勧による分はわかりますか。

○委員長（増渕慎治君） ちょっと聞こえないのですけれども、もう少しマイク使ってください。何でしょうか。

○委員（三浦 譲君） 人勧による増の部分。

○委員長（増渕慎治君） 資料があれば出してください。いいですよ。

○こども課長（児玉祐子君） 申しわけございません。人勧部分が大きいのは確かなのですけれども、それ以外に処遇改善とか、いろいろな加算というのがこちらはございまして、一概にこの部分が人勧部分ですよというふうに細かく言えない部分が現状でございます。

○委員（三浦 譲君） わかりました。

○委員長（増渕慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 利用児童のふえている530名分というのが、この数字は加算していくトータルではないですね。全体の実人数の増ということですか。ちょっとその辺と、あとその増になっていく今の傾向というところがあればお願いします。

○委員長（増渕慎治君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） そうですね。530人というのは実でございますので、トータルではございません。傾向といたしましては、ゼロ歳児さん、1歳児さん、1歳児さんがふえていくのは、育休明けで入るというお子さんが今ふえておりますので、ゼロ歳児、1歳児さん。といいますのは、ゼロ歳児さん、1歳児さんのほうが3歳以上児さんよりも公定価格は当然高いものでございますので、そちらのほうがふえるということは必然的に大きくなってくると、数的にも、数字的にも大きくなるということでございます。

○委員長（増渕慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） ふえている人数から見ると、結構大幅な増と言えるのかなというふうに思うのですが、その辺どうでしょうか。

○こども課長（児玉祐子君） そうですね。いいですか。

○委員長（増渕慎治君） はい、どうぞ。

○こども課長（児玉祐子君） そうですね。実際の母数といいますか、筑西市に生まれるお子さんの数は減っているのですが、働きに出るお母様方が多いということからも、こちらの保育事業のほうは今伸びている状況でございます。

○委員（三浦 譲君） はい、わかりました。

○委員長（増渕慎治君） ほかに委員の皆さん、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

ご苦労さまでございました。

○こども課長（児玉祐子君） よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（増渕慎治君） 次に、植木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（植木克則君） 失礼します。よろしくお願いします。

それでは、障がい福祉課の所管の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書14、15ページをお開き願います。まず、歳入でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄の36、障害者等福祉サービス費等負担金でございます。2,066万1,000円の増額補正をお願いするものです。これは、障害者総合支援法に基づく事業の増に伴うものでございます。国庫支出金の事業費の総額の2分の1が歳入となります。事業内容等につきましては、歳出で説明をいたします。

同じく項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄9の地域生活支援事業費等補助金103万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、日常生活用具等の申請が増加したことによるものでございます。国庫補助金は、これも2分の1となっております。事業内容等につきましては、歳出で説明をいたします。

続きまして、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄の26、障害者等福祉サービス費等負担金1,033万円の増額補正をお願いするものです。国庫負担金でご説明をい

たしました障害者総合支援法に基づく事業の増に伴うものでございます。県支出金の事業費の4分の1が補助対象となります。

同じく項2県補助金、目3民生費県補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄の9、地域生活支援事業費等補助金51万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、国庫補助金で説明をいたしました日常生活用具等の申請が増加したことによるものでございます。これも同じく県の補助の対象額が4分の1となります。

以上が歳入についてでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。3、歳出でございます。下段の款3民生費、項1社会福祉費、目2身体障害者知的障害者福祉費、節20扶助費、説明欄の障害福祉サービス費給付事業4,132万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、障害者総合支援法に基づくサービスの中で、施設において常時介護サービスを必要とする利用者がふえたことによることと、就労継続支援、雇用型というような事業がございますが、その事業所が新たに開設されたことに伴って利用者がふえたものでございます。

同じく説明欄、地域生活支援事業206万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、日常生活用具給付費の中で、ストーマ装具の利用者がふえたことによるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。昨年度のときこれは私お聞きしたのですが、ストーマ用具というのは、人工膀胱みたいなものですよ、たしか。

○障がい福祉課長（植木克則君） そうです。人工の蓄便袋とかですね。

○委員（三澤隆一君） そうですね。それで、昨年も430万円の補正入っているのですけれども、今回もこれは200万円入っていますよね。

○障がい福祉課長（植木克則君） はい。

○委員（三澤隆一君） ということは、年々これ増加していく形になるのでしょうか。それだけちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（増淵慎治君） それでは、植木課長。

○障がい福祉課長（植木克則君） ありがとうございます。手帳の種類もいろいろありまして、内部障害に入ります。膀胱または直腸機能障害というような手帳の診断があるのですが、その数も年々徐々に上がっておりまして、その方が毎日の生活に必要なものでございますので、年々その辺が増加しておりまして、今回も当初の予算よりも増加があったということで、今回の補正につながりました。

以上でございます。済みません。

○委員長（増淵慎治君） はい。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。よくわかりました。

○委員長（増淵慎治君） ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増淵慎治君) それでは、質疑を終結いたします。

ご苦労さまでございました。

○障がい福祉課長(植木克則君) 済みませんでした。

○委員長(増淵慎治君) 続きまして、大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長(大山竹治君) どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、高齢福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

22、23ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費、節28繰出金、説明欄、介護保険特別会計繰出金25万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、介護保険制度改正による低所得者の保険料軽減による公費負担分によるものでございます。詳細につきましては、この後の平成28年度介護保険特別会計補正予算でご説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(増淵慎治君) それでは、質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増淵慎治君) それでは、質疑を終結いたします。

ご苦労さまでございました。

それでは、次に岩淵介護保険課長。

○介護保険課長(岩淵寿雄君) よろしく申し上げます。

それでは、介護保険課所管につきましての補正予算についてご説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開き願います。2、歳入でございます。款15国庫支出金からで、説明欄の42、介護保険料低所得者軽減負担金750万2,000円及び款16県支出金で、説明欄の33、介護保険料低所得者軽減負担金375万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、介護保険制度改正による低所得者の保険料軽減に伴う公費負担分によるものでございます。

続きまして、款16県支出金、項2県補助金からで、次のページの説明欄の96、施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金1,117万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、地域密着型認知症対応型共同生活介護施設開設準備経費に係る補助金であります。詳細については、歳出でご説明いたします。

次に、22、23ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費からで、説明欄の介護保険施設開設準備経費助成特別対策事業で1,117万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、先ほど歳入のところでご説明申し上げました地域密着型認知症対応型共同生活介護施設開設準備経費に当たる補助金でございます。これは、現在建設中の施設で、筑西市茂田1396番地の3、地域密着型認知症対応型共同生活介護Eホームでございます。対象事業者は株式会社榎戸工務店、代表取締役、榎戸甲子夫氏でございます。平成29年4月オープンを目指して進めているところでございます。事業所を開設するに当たり、より安定した施設運営、設備を行うために開設準備に係る経費について補助金を交付するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を願います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） では、質疑を終結いたします。

それでは、次に議案第10号「平成28年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について審査をしていきたいと思います。

それでは、介護保険課、岩渕課長、説明をお願いいたします。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） よろしくお願いします。

議案第10号「平成28年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第3号）」につきましてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。2、歳入でございます。款1保険料からで、説明欄の1、現年度分特別徴収保険料20万8,000円及びその下、1、現年度分普通徴収保険料5万円について減額補正をお願いするものでございます。これは、介護保険制度の改正による低所得者の保険料軽減によるものでございます。

続きまして、款8繰入金で、説明欄の1、保険料公費負担分繰入金25万8,000円について増額補正をお願いするものでございます。これは、先ほど説明しました介護保険制度改正による低所得者の保険料軽減による公費負担分の繰入金でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2保険給付費からで、目1介護サービス等諸費について、低所得者の保険料を軽減したことに伴い、財源振りかえをお願いするものでございます。特定財源を20万8,000円減額し、一般財源を20万8,000円増額するものでございます。

その下、項3その他諸費、目1審査支払手数料についても、同じく財源振りかえをお願いするものでございます。特定財源5万円を減額して、一般財源を5万円増額するものでございます。

以上が特別会計の補正予算でございます。よろしくお願いします。

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を願います。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

それでは、これより議案第10号の採決をしていきたいと思います。

議案第10号「平成28年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増渕慎治君） 挙手全員。よって、可決されました。

ご苦労さまでございます。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） ありがとうございました。

○委員長（増渕慎治君） それでは、次に議案第17号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」審査をしていきたいと思います。

それでは、こども課から説明をお願いいたします。

児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） よろしくお願いいたします。

それでは、議案第17号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、こども課所管の部分についてご説明いたします。

2 ページの中ごろ、同表第4 項中の子ども・子育て会議の部分に、認定こども園医と保育所医、年額13万円、認定こども園歯科医と保育所歯科医、年額13万円、認定こども園薬剤師、年額4 万円を加え、嘱託医等の報酬を定めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第17号の採決をいたします。

議案第17号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を求めます。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（増渕慎治君） 挙手全員。よって、可決されました。

ご苦労さまでございます。

○こども課長（児玉祐子君） ありがとうございます。

○委員長（増渕慎治君） 続きまして、次に議案第22号「筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、審査をしていきたいと思います。

それでは、こども課の児玉こども課長、説明をお願いします。

○こども課長（児玉祐子君） よろしくお願いいたします。続きまして、説明させていただきます。

議案第22号「筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」でございます。

学校教育法等の一部改正によりまして、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されております。同法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が交付されたことに伴いまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されております。この改正によりまして、筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3 項第4 号に職員と申しますのは、放課後児童支援員のことでございますけれども、こちらの資格が学校教育法の規定によりまして、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者と定められておりますが、この資格要件に改正されております義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行っていきます。

議案第22号「筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成者の挙手を求めます。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（増渕慎治君） 挙手全員。よって、可決されました。

ご苦労さまでございます。

○こども課長（児玉祐子君） ありがとうございます。

○委員長（増渕慎治君） それでは、次に進みます。

次に、議案第23号「筑西市デイサービスセンター条例の一部改正について」審査をしていきたいと存じます。

それでは、高齢福祉課から説明をお願いいたします。

大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第23号「筑西市デイサービスセンター条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、明野デイサービスセンターやすらぎで実施しております介護予防通所介護デイサービスでございますけれども、これが介護予防日常生活支援総合事業に移行されることから、デイサービスセンターの利用対象者について、現行の介護保険法に規定する要支援者を、居宅において支援を受ける居宅要支援被保険者等とし、その者の利用料金等を設定するため条例を改正するものでございます。

それでは、改正の主な内容につきましてご説明申し上げます。お配りいたしております新旧対照表でご説明いたします。左側が改正前、右側が改正後の案でございます。なお、アンダーラインの部分が改正部分でございます。

改正の内容でございますが、第4条及び第9条の改正につきましては、介護予防日常生活支援総合事業への移行に伴うデイサービスセンターが行う事業利用対象者についての文言の整備でございます。

次に、第12条の改正につきましては、介護予防日常生活支援総合事業の移行に伴い実施する第1号通所事業の利用料金等について規定したものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） この対照表を見てもよくわからないのですが、要するにどういう部分が変わっていったのかということです。この対照表で説明してもらったほうがわかりいいかと思うのですがけれども、例えばこの第4条のところで、1つふえるわけですね。そういったところからちょっと説明してほしいの

ですが。

○委員長（増淵慎治君） では、わかりやすく説明をお願いします。

○高齢福祉課長（大山竹治君） お答え申し上げます。

第4条につきましては、4条の1項に規定をしておりました介護保険法の事業と第1号、通所事業、これを1項と2項に分けたものでございます。

9条につきましては、先ほど言ったように、9条の1項、下線、アンダーライン部分の7条の4項に規定する要支援者につきましては、この文言を介護保険法第115条の45第1項に規定する居宅要支援費保険者等と改めたものでございます。

第12条につきましては、先ほどの第1号通所事業の料金を定めたものでございます。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） よろしいですか。

はい、どうぞ。

○委員（三浦 譲君） さらっとだから、わかったようなわからないようなあれなのですが、どういうふうに変ったのかなというのがちょっと、総合支援法ができたからという話ではありますけれども、そのやすらぎの中身がどう変わっていくかということなのです。今まで受けていた人のほかに対象者がどう変わるのかというところをまずお願いします。

○委員長（増淵慎治君） 対象者がどう変わるのか。

大山課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） お答え申し上げます。

今まで介護保険法の制度につきましては、介護予防サービス、これ制度によって内容とか報酬が決定されておりました。今年4月から制度が変わりまして、介護保険の通所介護というデイサービス、これが市で行う地域支援事業に移行してまいります。これによって国の基準で統一されていたものが、新たに市の基準によって通所介護サービスを実施することになります。したがって、料金等も若干安く設定して利用ができると。なお、利用者については65歳以上であれば、今までは介護認定を受けた方が利用しているサービスであったものが、受けていない方でもチェックリストというものをやりまして、それに該当すればサービスが利用できるということに変更になります。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 12条ですね。利用料、今までの500円と今度の新しい700円というこの違いなのですが、これの説明をお願いします。

○委員長（増淵慎治君） 500円から700円、どうでしょうか。はい。

○高齢福祉課長（大山竹治君） お答えいたします。

この第12条の料金につきましては、この改正案の12条第2項第3号の規定というのは、老人福祉法で規定しております措置等の利用者の昼食代を規定したものでございます。昼食代につきましては、もう平成17年に全ての利用者500円から700円に変更して、現在も700円を昼食代としてご負担いただいております。

ただ、条例等の改正をそのとき、平成17年にやっていなかったために、今回あわせて500円から700円に改正したということでございます。

以上でございます。

○委員長（増渕慎治君） 実質はなっていると。

よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） はい、とりあえずいいです。

○委員長（増渕慎治君） ほかによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結したいと思います。

これより議案第23号の採決をいたします。

議案第23号「筑西市デイサービスセンター条例の一部改正について」、賛成者の挙手を求めます。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（増渕慎治君） 挙手多数。よって、可決されました。

○高齢福祉課長（大山竹治君） ありがとうございます。

○委員長（増渕慎治君） どうもご苦労さまでございました。

それでは、続きまして、次に議案第24号「筑西市介護保険条例の一部改正について」を審査をしていきたいと思います。

それでは、介護保険課から説明をお願いいたします。

岩渕介護保険課長。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） それでは、議案第24号「筑西市介護保険条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

筑西市介護保険条例の一部改正について。標記について次のとおり提出する。

平成29年2月22日提出でございます。

筑西市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「及び平成28年度」を「から平成29年度まで」に改める。

この条例の一部改正につきましては、平成27年4月から消費税8%の引き上げにより、公費負担をもって第1号被保険者のうち、介護保険料第1段階に属する方の介護保険料の軽減を平成27年度及び平成28年度に実施しているものを平成29年度まで延長するものでございます。これまで国にあっては、平成29年4月から消費税10%引き上げにあわせて、公費負担により介護保険料第1段階、第2段階及び第3段階の介護保険料の軽減の拡大を予定しておりましたが、消費税10%の引き上げが延期になったために、介護保険料の軽減拡大は見送られました。ただし、介護保険料第1段階に対しましては、年額3万1,500円から2万8,400円としている保険料の軽減を引き続き平成29年度も実施することにより、それに伴い条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結したいと思います。

これより議案第24号の採決を行ってまいります。

議案第24号「筑西市介護保険条例の一部改正について」、賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増渕慎治君） 挙手全員。よって、可決されました。

ご苦労さまでございます。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） ありがとうございます。

○委員長（増渕慎治君） 保健福祉部の皆さん、どうもありがとうございました。

ここで、執行部の入れかえをしますので、暫時休憩をさせていただきます。

〔保健福祉部退室。教育委員会入室〕

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時10分

○委員長（増渕慎治君） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、教育委員会の所管の審査に入らせていただきます。

議案第6号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について説明を願います。

それでは、学校給食課から説明をお願いいたします。

坂入学校給食課長。

○学校給食課長（坂入 真君） 学校給食課、坂入です。よろしくお願いします。着座にて説明させていただきます。

議案第6号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」中、教育委員会学校給食課所管の補正予算についてご説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。第3表、地方債補正、1、変更でございます。下から2番目でございますが、学校給食センター整備事業の限度額について、1,590万円から410万円を減額し、1,180万円に変更をお願いするものでございます。

続きまして、18、19ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款22市債、項1市債、目10教育債、節6保健体育債、説明欄の1、学校給食センター整備事業債410万円の減額補正でございます。これは、事業費の確定に伴うものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお願いいたします。3、歳出でございます。款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費、説明欄、学校給食センター整備事業650万円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、旧下館学校給食センターほか2カ所でございますが、2カ所は大田小学校と嘉田生崎小学校の旧給食室の跡地でございます。駐車場整備工事の事業費の確定に伴うものでござい

ます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

以上で議案第6号について各部の説明、質疑が終了いたしました。

それでは、これより採決をまいります。

議案第6号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増渕慎治君） 挙手全員。よって、可決されました。

ご苦労さまでございました。

○学校給食課長（坂入 真君） ありがとうございます。

○委員長（増渕慎治君） ありがとうございます。

以上で福祉文教委員会の審査を終了いたします。

執行部は退席を願います。ご苦労さまでございました。

〔執行部退席〕

○委員長（増渕慎治君） 以上をもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時14分